役員の報酬規程

（目　的）
第１条　この規程は、定款に基づき、本財団の役員の報酬に関し必要な事項を定める。

（報酬支給の原則）
第２条　定款第２６条に基づき、役員（理事、監事）に対しては、報酬を支給することができる。

（業務執行理事の報酬）
第３条　常勤の業務執行理事（代表理事、専務理事、常任理事）に対しては、評議員会において定める総額の範囲内と報酬等の支給基準に基づき算定した報酬を支給する。
２　報酬は、年俸とする。
３　退職手当は支給しない。
４　業務執行理事が任期期間中に私傷病で３ヶ月以上業務執行に就けない場合は業務執行に就けるまで減給もしくは無給とする。
５　業務執行理事が任期期間満了前に死亡した場合は、死亡した月まで報酬を支給し、評議員会の決議を以て業務執行理事の職を解く。

（業務執行理事の報酬金額）
第４条　業務執行理事の報酬金額は次の通りとし、予算遂行状況、勤務実績等を勘案して、＋(プラス)２０％～－(マイナス)６０％の範囲内で定める。
２　年俸
(1)代表理事（理事長）　６，６００，０００円
(2)専務理事　６，０００，０００円
(3)常任理事　５，４００，０００円

（支給金額等の決定）
第５条　支給金額は、本規程に基づき評議員会で決定する。
２　支給期日、支給方法等、本規程に記述のない事項については、職員給与規則を準用する。

附則
この規程は２０１３年５月３１日から施行する。
この規程は２０２１年６月２２日から施行する。